

日田市教委規則第 8 号

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 9 月 28 日

日田市教育長 三 筈 眞 治 郎

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部を改正する規則

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則（平成元年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(開館時間) 第 5 条 図書館の開館時間は、 <u>午前 9 時</u> から午後 7 時までとする。 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、 <u>午前 9 時</u> から午後 6 時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第 5 条 図書館の開館時間は、 <u>午前 1 0 時</u> から午後 7 時までとする。 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、 <u>午前 1 0 時</u> から午後 6 時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。